

令和3年第1回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和3年3月10日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	森本秀行
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和3年第1回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	関 本 豊
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議 長	<p>ただいまから、令和3年第1回松野町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
議 長	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂本町 議 長	<p>「議長」</p>
坂本町 議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 議 長	<p>それでは、第1回定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>朝晩はまだ肌寒さを感じる日もありますが、少しずつ確実に春は近寄ってきているようです。これから桜や桃の花が咲き始め、森の国松野町は1年で1番艶やかな季節を迎えます。</p> <p>本日は、令和3年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて国内における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、年末年始の時期に比べ減少したとはいえ緊急事態宣言が継続している首都圏においては、感染者の減少が鈍化傾向にあり、変異株の拡大やリバウンドの兆しが見られるなど、不安要素も出てきています。国や対象自治体の知事、専門家等の意見が擦れ違う中で、宣言解除のタイミングがなかなか図れない状況が続いております。社会経済活動への影響が長期化するなど、懸念が表されております。</p> <p>このような中で、国内では、新型コロナウイルス感染症の発症予防、蔓延防止を図る切り札としてワクチン接種が開始され、県内でも先月19日から医療従事者を皮切りに実施されております。</p> <p>町内でも接種体制が整い次第、開始することとしていますが、国内におけるワクチンが十分に確保できておらず、先行きは不透明な状況にあります。接種を希望される町民の皆様におかれましては、順次、御案内の通知を送付することといたしておりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>引き続き、不要不急の外出、多数の集会等は控えられ、マスクの着</p>

用、手洗いなど、自衛のための対策を徹底し、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、今後のワクチン接種におきましては、町としましては、安全を最優先として、公平かつ公正な接種業務を行っていきますが、どうしても優先して接種を受けられる方や予約がスムーズにできる方がいらっしゃる一方で、なかなか調整ができずに後回しになる方も出てきます。また諸般の理由で接種をしない選択をされる方もいらっしゃると思います。このようなことを理由にして、決して差別や誹謗中傷が起こることのないように、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

現在、ポストコロナ、ウィズコロナに対応した新しい社会の実現を目指して、国と地方を挙げた取り組みが進められております。本町においても、新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の回復を両立していくために、第5次松野町総合計画、第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました各事業を、計画的かつ迅速に実施し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的、持続的に取り組むこととしております。

こうしたことから、令和3年度の本町の一般会計当初予算は、町が抱える喫緊の懸案事項への対処と将来にわたる地域活性化を主眼に、本町発足後最大規模の大型予算として編成をいたしました。後ほど当初予算の提案理由の中で、町政の基本方針と重点施策について御説明を申し上げますことといたしておりますので、御支援、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

今期定例会に御提案申し上げます案件は、条例の制定、改正、指定管理者の指定、令和3年度一般会計及び特別会計当初予算並びに令和2年度最終の補正予算などの諸案件であります。

なお、12月定例会以降の主な諸行事につきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

御提案申し上げます議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ

議 長	<p>御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、29件であって、この議案番号・件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。続いて、本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和2年11月、12月、令和3年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。</p>
森 本 事 務 局 長	「議長」
議 長	「森本事務局長」
森 本 事 務 局 長	<p>議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。</p> <p>2月12日、令和3年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会が松山市で開催され議長が出席しました。2月17日、令和3年第1回臨時会が開催されました。2月26日、令和3年宇和島地区広域事務組合議会定例会が宇和島市で開催され議長が出席しました。</p> <p>そのほかの行事等につきましては、配布しております一覧表のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>

議	長	これから、本日の会議を開きます。	(9 : 39)
議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。	
		本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番関本豊議員、3番山下智恵議員を指名します。	
議	長	日程第2 「会期決定の件」を議題とします。	
		お諮りします。	
		本定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間にしたいと思いを。	
		御異議ありませんか。	
		(異議なしの声)	
議	長	異議なしと認めます。	
		したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間に決定しました。	
議	長	日程第3 これより一般質問を行います。	
		通告1番、関本豊議員の質問を許します。	
2番	関本	「議長2番」	
議	長	「2番、関本豊議員」	
2番	関本	通告してありますように、虹の森施設と高齢者の安否確認についての2点ばかり町長のお考えをお聞かせ願ったらと思います。	
		まず1点目は、虹の森施設のことです。	
		まだまだ終わりの見えないコロナ禍の中で、直接的には指定管理者が運営しているということは承知しておりますが、町が整備した施設でありますので、今後の方針や在り方についてお尋ねしたいと思います。	
		もう1点は、町内に住む高齢者の安否確認についてです。	
		社協による訪問介護事業がなくなった今、セコムとかアルソックといった民間の会社がやっているような見守り安否確認についてです。	
		こういった安否確認が町でできないものだろうか。コロナで、今、	

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>会って話すことができない今だからこそ、簡単にボタンを押せば顔が見えて、話ができるといったこのような取り組みが今必要ではないかと考えるのでありますが、この2点について、町長の考えをお聞かせ願ったらと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは関本議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>まず1点目、虹の森公園施設の今後の在り方について、これは指定管理者であります株式会社まちづくり松野の今後の運営体制にも多少言及することになりますが、お答えをさせていただきます。</p> <p>虹の森公園は、本町の観光交流施策の拠点施設として、そして町民の皆さんにとっても、買物や散歩の場所として親しまれております。</p> <p>おさかな館やガラス工房など、他の道の駅にはない個性的、魅力的な施設を有しております、集客力においてもポテンシャルの高い施設であると認識をしています。</p> <p>しかしながらオープンして以来20年余りが経過をいたしまして、施設の老朽化や経営のマンネリ化などによって、来園者数や収支状況が伸び悩んでいる点も見受けられ、更に昨年からの新型コロナウイルスの影響によって、厳しい経営状況が続いて、苦戦を強いられております。</p> <p>町民の皆様にご心配をおかけしておりますことに、町長として社長として責任を感じております。申し訳ありません。</p> <p>この逆境に立ち向かい、集客力のある観光施設として、健全経営を図りつつ、地域の活性化や雇用の創出など公益性を発揮し、まちづくりの原動力となるためには、虹の森公園の中心施設であるおさかな館の集客力をどのように伸ばしていくか、これが重要な鍵になると考えております。</p> <p>ここ数年、入館者数は4万人台を堅持しておりますが、この数字を</p>
------------------------------	--

更に伸ばすことが収支の改善に大きく貢献するため、おさかな館の話題性の向上、魅力を高める取り組みは欠かせないと感じております。

現場からは、移動水族館による学校訪問などで知名度を向上させること、あるいは定期的な企画展示の実施など、具体的なアイデアが出されております。また、ふるさと納税を活用した新しい展示設備の導入も具体的に検討をしております。

これらの構想を指定管理者との役割分担のもと、着実に具現化をいたしまして、コロナ終息後の観光需要の急増に対処をして参りたいと考えております。

また、レストランにつきましては、コロナ禍の中で1番影響を受けている部門であります。テイクアウトメニューの導入や座席数を減らして衛生対策を徹底するなど、我慢の営業を続けております。

懸案事項である郷土料理の導入や営業時間の延長などにつきましては、人材確保や費用対効果の面で打開策をなかなか見出せない状況ではありますが、観光客向けでなく、町内の方々にも利用される飲食店として、オリジナルメニューの開発や地元食材の活用、調理スタッフのスキル向上などに指定管理者とともに、商工会などとも調整しながら取り組んで参ります。

更に、かごもり市場につきましては、町内への波及効果が1番大きく、町民の関心も高いことから、最優先で改革に着手をしているところです。

かごもり市場はコロナ禍の中にあって、各部門の中でも比較的健闘をしております。売上げの減少率も低く、底堅い需要を持っている部門です。近年、会員の高齢化に伴う会員数の減少などで、野菜や加工品など主力の農産物の種類、量とも、常時の品ぞろえが乏しくなっていることから、生産や出荷の意欲を向上させ、会員の確保につなげるため、来年度からかごもり市場における集出荷外交販売事業を展開することとしております。

現在、事業を中心的に推進するスタッフを1名雇用しまして、高齢

者等からの集出荷の支援や町外を含めた外販機会の増強を検討しており、町でも支援体制を整えております。これにより、出荷者の減少を防ぎ、収益の増加につなげることで、農業振興の1つになるのではないかと期待をしているところであります。

このような部門ごとの対策とあわせて、企業としてのガバナンスを再構築する必要も強く感じており、組織体制の見直しにも着手をしたいと思っております。このことは、議会からも、以前から御指摘をいただいておりますが、株式会社まちづくり松野の代表者を、私がいつまでも勤めていくのではなく、適切なタイミングで適切な人材と交代をするという方針は、これは変更がございません。

会社の設立当初には町長である私が社長に就任し、しっかりと最初の基盤づくりを行っていくということで、議会にも御理解をいただいておりますが、来年度は、後継の方に社長を交代して、経営体制の見直しにも取り組む所存です。それによって、より柔軟により独自の戦略を展開できる組織として、虹の森公園の魅力を向上し、集客力を引き出せるものと考えております。

このように、指定管理者と役割を分担しつつ連携協力して、虹の森公園の当初の目的が十分に達成できるように、令和3年度においても、コロナに負けないように積極的に事業を推進して参りますので、議員各位におかれましては、引き続き御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

続いて2点目の御質問の、コロナ禍の中での独居高齢者の安否確認についてお答えをいたします。

本町の高齢化率は、3月1日時点で、46.3%に達しております。おひとり暮らしのお年寄りも増加をしております。このような独居高齢者に、長年暮らされた地域で安心して生活をしていただくためには、自立のための生活支援や地域内での見守りの仕組みづくりなどが重要でありまして、コロナ禍において、更にその必要性は高まっていると感じております。

民生児童委員協議会が実施した調査によりますと、独居高齢者数は、令和2年4月1日時点で331名うち男性が127名、女性が204名でありまして、お元気で生活されている方も多数おられますが、ほとんどの皆さんがコロナ禍における不安や不便さを感じられているのではないかと推測をしております。

そのような状況の中、感染予防とともに、健康で質の高い生活を維持するため、周囲が連携した、しっかりとした見守り体制を構築していかなければならないと考えております。

現在は、介護予防と支え合いを目的に、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、支援が必要な方を対象にして、平成16年度に整備した緊急通報システムを24世帯に設置をしております。このシステムは、毎日使用いたしますトイレや冷蔵庫のドアに設置したセンサーが、24時間開閉がない場合に、業務を委託しております警備会社へ緊急通報が電話回線で自動送信されるものです。また、体調が悪いなど自覚症状がある場合には、このシステムを通じて、近所の協力者や委託業者に連絡ができるほか、月に1回、委託業者から安否の確認も行っております。緊急通報の件数はあまり多くないものの、高齢者御本人や御家族の安心につながるものと考えております。

また平成24年度からは、現在、おひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけの医療機関、見守りに御協力いただいている協力者等の情報をまとめた救急医療情報、支え合いカードを作成しております。現時点で532世帯で、冷蔵庫など目立つ場所に貼付をしてもらっておりまして、情報の確認や更新のため、地域包括支援センターの職員が中心となって、様子伺いを兼ねて訪問しているほか、御近所の皆様にも見守りの支援をいただいております。また万が一、救急搬送が必要になった場合などには、消防の救急隊員などが、このカードの情報を確認し、的確な応急措置ができるようにするなど、関係機関との連携体制強化にも努めているところであります。

<p>2 番 関 本 議 長</p>	<p>更に、地域におけるさりげない見守りを実現するために、森の国ききされネットワークの構築を進めて参りました。これは、危機よされ、兆しに気づいて、さりげなく見守って、連絡するという活動の趣旨を「ききされ」というキーワードにして、御近所の方々や地域内の商店、企業などの事業者をはじめ、介護保険を御利用の場合は、ケアマネジャーや介護事業所等、地域全体で日々の生活をさりげなく見守り合うというものです。</p> <p>例えば郵便物や新聞が溜まっている、あるいはカーテンがしばらく開かないなど、日常生活の変化に気がついたときには、必要な機関等につないでいくということとしておりまして、この取り組みは、小さな町、お互いの顔が見え、地域の絆がしっかりと残っている松野町だからこそ機能するものと認識をしております。</p> <p>情報が届きにくく、孤立しやすい独居高齢者が増えている状況におきまして、それぞれの取り組みの特徴を生かし、連携補完しながら、包括的な見守り合いの体制を作り上げていくことが重要だと考えております。</p> <p>社会福祉協議会や民生児童委員協議会、各部落をはじめ、住民お1人お1人との連携、協働を更に進めていく所存であります。</p> <p>なお御提案いただいた、IT技術を利用したリモートでの見守りにつきましても、対象となる高齢者のプライバシーに配慮しつつ、費用対効果やソフトの汎用性を検証し、簡単かつ手軽に利用していただける方法を検討して参ります。</p> <p>これからも高齢者をはじめ、町民の皆さんが穏やかな暮らしを享受できるように、安心安全、きめ細やかでやさしいまちづくりに取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましても、今後とも御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。</p> <p>「議長2番」 「2番、関本豊議員」</p>
------------------------	--

<p>2 番 関 本</p> <p>坂 本 町 長</p> <p>議 長</p> <p>坂 本 町 長</p>	<p>町長からの説明ありがとうございました。</p> <p>虹の森施設に対して、全体のことについては、私個人まだ計り知れないところがありますが、レストランにしてみれば、「松野に行けばおいしいうなぎが食べれる」といったことをよく聞いたものでございますが、今、集客の望めないコロナ禍にあって、メニューそのものを考え直して、こういう昔からの松野の特産というか、うなぎなんかを考えてみたらどうかと思うのですが、この点もどうぞよろしく願います。</p> <p>2点目に町長のお考えを聞いた安否確認については、子や孫が遠く離れて暮らして、お年寄りだけが残るところが多いと思いますが、どうか安心して日々の生活を送ることができるように、強く望みながら、私の質問を終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>今ほど御提案をいただきましたレストランの運営につきましては、御指摘のとおり、松野町の郷土料理、特にあの天然うなぎ川魚料理という具体的な御提案をいただきました。これにつきましては、以前から検討しておりますが、なかなか安定供給ができるかどうか、あるいはその天然、養殖、そこら辺の、どういうふうに原料を確保していくか、こだわっていくかという問題もあります。</p> <p>しかし、これは先ほどの答弁でも申し上げましたように、メニューの再構築、そして観光客にも地元の方にも喜んでいただくレストランを作るためには、検討しなければいけない事項だと思っております。</p> <p>是非このことにつきましても、議員の皆様のアドバイスをいただきながら、レストランのみならず、虹の森公園全体の改革につきましても、指定管理者とともに考えていきたいと思っております。</p> <p>また独居の高齢者の方の見守り体制なんですけど、先ほど申し上げま</p>
---	---

<p>議 議 議</p>	<p>したように、松野町だからこそできるやり方というのが確かにあると思います。今のIT技術が日進月歩で進んでおりますので、そういった市販のソフトもありますし、公開されたソフトもありますし、費用対効果をじっくり考えながら、ほんとに、お年寄りでも使いやすい、使うことができるそういった体制をこれから検討して参りたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、関本議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p> <p>長 日程第4 議案第3号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」以下、日程番号の順を追い、</p> <p>長 日程第6 議案第5号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」までの3議案を関連がありますので一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 議</p>	<p>長 「議長」</p> <p>長 「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 議</p>	<p>長 それでは議案第3号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」、議案第4号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第5号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、関連があるので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方公務員法第24条第5項及び松野町一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定に基づきまして、職員の特殊勤務の種類及びその手当の額を定めるもので、診療所に勤務する医師の特殊勤務手当の内容を明確化するとともに、感染症対策としての防疫等作業や考慮死亡人取扱い業務、動物等処理業務に従事した職員に対する手当、診療所に勤務する看護師及び准看護師に対する夜間看護手当を支給するに当たり、必要となる規定を整備するものであります。</p> <p>なお松野町一般職の職員の給与に関する条例第2条及び第10条</p>

議	<p>の2に規定する診療所に勤務する看護師及び准看護師に対する夜間看護手当につきましては、本条例整備に伴い削除することとし、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条及び第9条に規定する夜間看護手当につきましては、名称を特殊勤務手当に改めるものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までの各案は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号から議案第5号までの各案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>

議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第5号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第7 議案第6号「松野町国民健康保険条例の一部改正につい</p>

		て」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町長		それでは議案第6号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。
		本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布施行され、同法に規定する新型コロナウイルス感染症の定義が改められましたことから、松野町国民健康保険条例において、この内容について具体的に盛り込むものであります。
		よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第6号は、即決したいと思いま
		す。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第6号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。

<p>議 長</p>	<p>これから、議案第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第7号「松野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第7号「松野町介護保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定によりまして、3年を1期としたものとされております。先般、介護保険運営協議会による審議を経まして、令和3年度から令和5年度までの、第8期介護保険事業計画を策定したところでございます。本案は、この計画期間における介護保険料額を介護保険法の改正、第7期事業計画の成果やサービス利用状況等を踏まえて算出した結果、保険料額の見直しが必要となったことから、介護保険条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>改正内容としましては、第1号被保険者の基準保険料月額を6千192円と定め、所得等に応じて定められた全9段階の保険料年額をそれぞれ改めるものでございまして、基準となる第5段階では、現行の8万1千200円から6千800円減額の7万4千400円となり、第1号被保険者の保険料負担軽減につながるものと考えております。</p> <p>また、この保険料率の変更に伴い、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づきまして、低所得者に対する介護保険料軽減額を改めるとともに、新型</p>

		<p>インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、同法に規定する新型コロナウイルス感染症についての定義が改められましたので、本条例に含まれる定義についても改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
7 番 赤	松	「議長7番」
議	長	「7番、赤松紀幸議員」
7 番 赤	松	<p>本案の介護保険制度は、平成12年度にスタートし、もう早いもので20年が経過をしたところでございます。</p> <p>本年度は3年ごとに改定する第8期介護保険事業計画が策定され、それに基づき65歳以上の介護保険料も改定されることとなったわけでございますが、前期での第7期保険料基準額の月額が6千767円で、県下で3番目の高い保険料となっていました。今回の第8期保険料の月額は、第7期より567円減額の6千200円となっております。</p> <p>現段階で第8期介護計画の基礎数値となる人口、要介護、要支援認定者数、介護給付費等の推移などが掲載の事業計画が手元にないことからお聞きしたいわけでございますが、今回の保険料の引下げは、年金生活者である高齢者の方にとって大変喜ばしいこととございます。保険料がこのような減額になった要因は何なのか、御説明を伺いたいと思います。</p> <p>また、もし県内の動向をつかんでおられるようであれば、それもあわせてお教え願いたいと思います。</p> <p>以上、お願いいたします。</p>
上本保健福祉課長	長	「議長」
議	長	「上本課長」
上本保健福祉課長		はい。
		赤松議員の御質問にお答えいたします。

保険料減額の要因といたしましては、まず1つとしまして、30年度から令和2年度までの第7期の介護保険事業計画期間中の要介護認定者数、あと、介護サービス給付費が当初の見込みよりも比較的低い実績となったことがあります。

その理由としましては、高齢化の進展に伴いまして、7期以前には介護給付費が年々上昇しておりました。そういった経緯がある中、7期においても上昇を見込んでおりましたが、介護認定者の減少とともに、介護給付費もなだらかに減少傾向となりました。8期の見込みなども勘案しまして、松野町においては、介護保険利用の状況がある程度ピークに達したかなというふうに予測されます。

また給付費が低い水準であったことで介護保険の準備基金ですね、そちらのほうを蓄えることができたことに加えて、分析によって今後この7期実績見込みと同水準程度の認定者数と、あと介護サービス給付費が見込まれることから、お示しの保険料体系で運営を行っていくことが可能であるというふうに見込みました。

もう1つはまた違った側面になるんですけど、ちょっと数値では示せない、計りにくい部分になるんですけど、住民の皆様が介護予防であったり、などに取り組んでいただいて、健康増進であったり、重度化予防に努めていただいたことと、あと介護保険制度のももとの理念が自立支援っていうものになるんですけど、自立支援の理念に基づいて、必要な方に、必要な時に、必要なサービスが提供されるという適正化が重要となって参ります。介護保険利用の際の要となるケアマネジャーさんや介護保険事業所、そして利用される住民の皆様が、こういった側面に取り組んでいただけたこともプラスの要因としてあるというふうに考えております。今後もそれらの体制整備というのはとても重要なことというふうに考えております。

保険料につきましては、県内の状況っていうのは、現在のところ、明確にお示しできる状況ではないのですが、これまでが3番目ぐらい、3番目ぐらいの高い位置にいたんですが、8期におきましては、

7 議	<p>恐らく中間あたりぐらいで収まるというか、その位置になるのではないかというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「7番、赤松紀幸議員」</p>
7 議	<p>7番 赤松</p> <p>はい。</p> <p>状況よく分りました。詳しく説明いただいたわけでございます。</p> <p>現在介護保険の事業計画も策定中と思いますので、また改めて議員のほうにも計画の説明があろうかと思えます。それで、その時にまた詳しい説明をいただいたらありがたいと思っているわけでございます。</p> <p>また今答弁を聞いておりましたら、今まで関係者の努力されてきたことが、結果として、その減額につながっているのではないかと思うわけでございます。またあわせて今後も引き続いて、保険料減額に向けて、また高齢者の方が、この松野で安心して暮らしていけますよう引き続いて御努力を願いたいと思えます。</p> <p>そういうことをお願い申し上げまして、質疑終わらせていただきます。</p>
議	<p>議長</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第7号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第7号「松野町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第9 議案第8号「松野町ふれあい交流館(福祉部門)の指定管理者の指定について」以下、日程番号の順を追い、
議	長	日程第18 議案第17号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」までの10議案については、一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、議案第8号「松野町ふれあい交流館(福祉部門)の指定管理者の指定について」から、議案第17号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」までの議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。 本案は、令和3年3月31日をもって指定管理期間が終了する公の施設の管理について、地方自治法第244条の2第6項及び、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づきまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間とする指定管理者の指定について議決を求めるものであります。 議案第8号から議案第10号は、町民課所管の施設に係る指定管理者を指定するものであり、前回と同様、議案第8号においては、松野町ふれあい交流館(福祉部門)の指定管理者に、社会福祉法人松野町

社会福祉協議会を、議案第9号では、向井地区共同墓地の指定管理者に向井地区共同墓地利用組合を、豊岡後地区共同墓地の指定管理者に豊岡後地区共同墓地利用組合を、更に議案第10号では、向井大型共同作業場の指定管理者に向井大型共同作業場利用組合を指定し、施設の管理を行わせるものであります。

続きまして議案第11号及び第12号は、農林振興課所管の施設に係る指定管理者を指定するものであり、前回と同様に、議案第11号においては、松野町農産物加工施設の指定管理者に雷漬の製造を行っております奥野川部落を、議案第12号では、蕨生奥内にある農村公園の指定管理者に蕨生奥内組を指定し、引き続き施設の管理を行わせるものであります。

次に議案第13号、松野町住民公園の指定管理者の指定につきましては、建設環境課所管の施設に係る指定管理者を指定するものであり、前回と同様、伊井公園の指定管理者に蕨生部落を、文殊公園の指定管理者に吉野部落を、天ヶ滝公園の指定管理者に奥野川部落を指定し、施設の管理を行わせるものであります。

議案第14号から議案第17号は、教育委員会教育課所管の施設に係る指定管理者を指定するものであり、議案第14号松野町コミュニティ集会所施設の指定管理者の指定につきましては、部落集会場6ヶ所、組集会場42ヶ所について、議案書別表のとおり、地縁団体である部落、組を指定管理者に、議案第15号、松野町奥野川多目的共同利用施設の指定管理者の指定につきましては、奥野川部落を指定管理者に、議案第16号松野町社会教育施設地域改善対策集会所の指定管理者の指定につきましては、宮川集会場、天満集会場の2つの集会場について、別表のとおり、地縁団体である宮川集会場運営委員会、天満集会場運営委員会を指定管理者に、最後に議案第17号目黒多目的広場の指定管理者につきましては、目黒部落を指定管理者に指定し、それぞれ前回と同様、施設の管理を行わせるものでございます。

よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議	長 て、提案理由の説明を終わります。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長 質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第8号から議案第17号は、一括採決とし、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、議案第8号から議案第17号は一括採決で即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長 討論なしと認めます。 これから、議案第8号から議案第17号を一括採決します。 議案第8号から議案第17号までの各案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長 起立全員です。 したがって、議案第8号「松野町ふれあい交流館(福祉部門)の指定管理者の指定について」から、議案第17号「目黒多目的広場の指定管理者の指定について」までの各案は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長 ここでしばらく休憩します。(10:25) (休憩 10:25 ～ 再開 10:35)

議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(10:35)
議	長	日程第19 議案第18号「令和2年度松野町一般会計補正予算(第7号)」以下、日程番号の順を追い、	
議	長	日程第24 議案第23号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの7議案については、一括して提案理由の説明を受けます。	
		町長に提案理由の説明を求めます。	
坂本町	長	「議長」	
議	長	「坂本町長」	
坂本町	長	それでは議案第18号から第23号まで、令和2年度松野町一般会計補正予算(第7号)ほか、特別会計5会計の補正予算につきまして、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。	
		本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と、特殊事情の追加など特別会計を含めた決算状況を見通しながら編成をしております。	
		まず、議案第18号「令和2年度松野町一般会計補正予算(第7号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5千659万3千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億7千29万3千円にしようとするものであります。	
		初めに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰越して使用することができる経費として、第2表に事業名と金額を掲載しております。諸事情により繰越しが必要となった事業は、電子入札制度導入事業ほか16事業で、繰越し総額は3億4千963万6千円としております。これらの事業につきましては可能な限り早期に完了できるよう取り組む所存でございます。	
		次に、債務負担行為の補正につきまして御説明を申し上げます。	
		まず、基幹系システム移行データ作成委託料ですが、現在、自治体クラウド構築に伴う基幹系システムの更新につきまして、令和4年2	

月に本稼働に向け着手をしており、住民情報等の意向データ抽出経費として必要な今後2ヶ年度にわたる事業予算を確保するため、本年度12月補正予算において、令和3年度を期間とする限度額2千432万1千円の債務負担行為を設定しておりましたが、契約額の確定によりまして、限度額を2千742万3千円に増額するものであります。なおこの債務につきましては、次年度に改めて、歳出予算として計上することとしております。

続いて懸案の大事業であります新庁舎及び防災拠点施設建設事業につきましては、本年度6月補正予算で建設事業に係る工事請負費を計上し、本体及び外構工事費について、契約行為に必要な今後3ヶ年度にわたる事業予算を確保するため、令和3年度から4年度を期間とする限度額15億4千244万4千円の債務負担行為を設定しておりましたが、入札執行に伴う契約額の確定によりまして、限度額を14億8千767万円に減額をするものであります。

次に令和4年度に廃止予定の最終処分場を廃止するために必要となるモニタリング調査に係る委託業務につきまして、本年度当初予算で、令和3年度から4年度を期間とする、限度額528万1千円の債務負担行為を設定しておりましたが、入札執行に伴う契約額の確定により、限度額を437万8千円に減額するものであります。

次に歳出予算の補正内容について説明申し上げます。

歳出補正予算のうち、追加する主なものは、まず2款総務費では、一般管理費に、退職職員に係る退職手当の調整により、退職手当負担金390万円を追加するほか、コミュニティバス運行費には、宇和島自動車が行う町内バス路線の赤字に対する補助として、生活交通路線維持費補助金204万5千円を追加しております。

4款衛生費の保健衛生費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中央診療所の診療収入が大きく減少し、本年度決算額が赤字となる見込みのため、その収支補填分として中央診療所特別会計繰入金6千134万4千円を追加し、環境衛生費には、申請件数の増加

による、小型合併浄化槽設置補助金90万5千円を計上しております。

7款商工費の観光費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用客が大きく減少し、厳しい経営状態が続いております森の国ぽっぽ温泉において、施設の運営及び維持管理を継続するため、指定管理者である株式会社トモニーえひめに対し、ふれあい交流館温浴部門指定管理料400万円を追加計上をしております。

一方減額となる歳出補正予算の主なものは、2款総務費の企画費では、新型コロナウイルス感染症拡大により、森の国まつの応援団総会や関西圏域の愛媛県人会交流事業を取り止めたほか、移住関連事業のオンライン開催等、各種事業の中止、変更及び縮小により、旅費483万7千円を減額し、庁舎建設費では、入札執行などによる事業費の減額により、合計で3千363万円減額をしております。

3款民生費の障害者福祉費では、障害福祉サービス利用者の減などによる、実績見込みにより、障害者自立支援給付費620万円を減額しております。

4款衛生費の保健衛生費では、各種健診、予防接種等の委託料を、実績見込みによりまして、444万8千円減額しております。

6款農林水産業費の農地費では、中山間地域総合整備事業につきまして、国の事業要望に対する配分額の減少によりまして、事業費負担金964万9千円を減額し、7款商工費の商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金につきまして、これも実績見込みによりまして、331万2千円減額をしております。

8款土木費の砂防事業費では、崖崩れ防災対策事業の入札執行に伴う事業費の減額によりまして、工事請負費645万9千円を減額し、10款教育費の保健体育総務費では、新型コロナウイルス感染症対策による桃源郷マラソン大会のオンライン開催への変更、各種事業の中止や縮小などによりまして、531万3千円を減額しております。

12款公債費では、令和元年度同意債借入れに係る額、時期及び利

率の確定に伴う調整により、元金を103万9千円追加し、利子を175万4千円減額をしております。

次に歳入補正予算のうち追加する内容は、一般財源では、1款町税のうち町民税を、課税所得の増などにより826万円、固定資産税は、新築家屋数の増や企業設備投資額の増加による、償却資産の増により635万5千円をそれぞれ追加をしております。

21款町債では、新型コロナウイルス感染症の影響によります景気後退や消費の落ち込みなどにより、地方消費税交付金及び地方揮発油譲与税の収入額が本来より下回る見込みのため、その財源補てん措置として、減収補てん債を510万円計上をしております。

一方減額となる歳入の主な内容は、各種事業費の決算見込みによりまして、14款国庫支出金1千759万9千円を減額するほか、15款県支出金3千31万5千円、21款町債1億1千680万円、18款繰入金のうち財政調整基金繰入金を3千万円、それぞれ減額をいたしまして、最終の財源調整により、10款地方交付税2千862万5千円を追加をしております。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

議案第19号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ516万1千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億3千445万円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、3款国民健康保険事業納付金を75万8千円減額するほか、6款保健事業費の特定健康診査等事業費を162万6千円、8款諸支出金の直営診療所施設勘定繰出金を144万6千円それぞれ減額をしております。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税347万円、7款繰入金165万1千円をそれぞれ減額をしております。

次に、議案第20号になります。

「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第

3号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ474万9千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1千808万7千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、1款総務費の一般管理費では、県僻地医療拠点病院医師派遣負担金の減額などにより、102万3千円減額するほか、2款医業費の給食費90万円、3款施設整備94万3千円それぞれ減額をしております。

歳入の主なものは、決算見込みにより、1款診療収入5千14万7千円と9款町債1千650万円を減額する一方、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少に伴う、診察収入の減により、今年度決算の形式収支を調整するための措置として、6款繰入金に6千134万4千円を追加をしております。

次に議案第21号「令和2年度松野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」になります。

こちらは歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ486万3千円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億186万3千円にしようとするものであります。

歳出では、1款総務費の総務管理費では、実績見込みによりまして、公営企業会計移行支援委託料513万7千円を減額する一方、簡易水道特別会計の経営健全化と今後の水道施設更新事業の財源を確保するために、財政調整基金積立金1千万円を追加をしております。

これらに対応する歳入として、1款事業収入の水道使用料1千223万7千円を減額する一方、4款繰越金1千万円を追加するほか、公営企業会計移行支援経費に充当する起債として、公営企業会計適用債710万円を追加し、財源調整を図っております。

次に議案第22号「令和2年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」になります。

こちらは歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ234万4千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7億8千993万5千

<p>議 7 番 赤 松 議 7 番 赤 松</p>	<p>円にしようとするものであります。</p> <p>歳出の主なものは、1 款総務費の一般管理費では、実績見込みにより、介護保険システム改造委託料 2 5 9 万 6 千円を減額する一方、法改正に伴う介護保険関連基準条例整備委託料 1 2 1 万円を追加しております。</p> <p>歳入の主なものは、決算見込みにより、1 款保険料 1 千 3 8 7 万 9 千円を減額する一方、7 款繰入金 1 千 1 8 4 万 6 千円を追加しております。</p> <p>次に議案第 2 3 号になります。</p> <p>「令和 2 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 5 1 万円を減額いたしまして、補正額の総額を歳入歳出それぞれ 6 千 7 2 9 万円にしようとするものであります。</p> <p>歳出の主なものでは、実績見込みにより、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3 1 9 万 6 千円と、3 款保健事業費の後期高齢者健康診査負担金 1 3 0 万 8 千円などを減額し、歳入の主なものでは、決算見込みによりまして、1 款後期高齢者医療保険料 1 4 4 万 4 千円、3 款繰入金 1 9 8 万 7 千円、5 款諸収入の受託事業収入 1 3 4 万 9 千円などをそれぞれ減額をしております。</p> <p>以上よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第 1 8 号についての質疑を行います。</p> <p>「議長 7 番」</p> <p>「7 番、赤松紀幸議員」</p> <p>一般会計予算書の 6 ページの繰越明許費についてお伺いしたいと思います。</p> <p>予算書によりますと、一般会計の予算額は 4 2 億 7 千 2 9 万 3 千円で、翌年度への繰越明許費は、1 6 件の 3 億 4 千 1 9 9 万 2 千円とな</p>
--	---

り、今年度は特に庁舎建設費とコロナ感染症の対策費が、総計8億2千272万2千円が含まれていることから、予算規模が膨らんでおりますが、これらを除いた通常予算に置き換えた額は34億4千757万1千円となるわけでございます。この比率は、約1割10%となるわけでございます。

繰越明許費の事業内容を見てみますと、今年度はコロナ感染症の影響によって、事業実施に遅延をきたしているものがあるようでございますが、特に道路新設改良費については、予算額2億6千117万円のうち繰越しは、4事業の1億8千480万9千円となり、実に71%という多くの事業量が繰越しということになっております。

道路改良事業は、住民の日々の生活に直接関わることから、早期完成を望まれておりますが、そこでもう少し詳細に繰越しに至った経緯理由等の説明を願いたいと思います。

谷口建設環境課長
議 長
谷口建設環境課長

「議長」

「谷口課長」

はい。

ただいまの赤松議員さんからの御質問についてお答えいたします。

建設環境課が所管しております8款土木費の本年度繰越し事業は、8事業となっております。

事業実施につきましては、国県からの内示後、速やかに発注に努めておりますが、本年度、委託業務、工事請負費の約7割が繰越しとなり、前年度より増加の傾向となっております。

道路事業における繰越しの要因といたしましては、適正な工期設定による工事発注のほか、本年度新規に事業採択された五郎丸本村線橋梁修繕事業については、測量設計業務完了後に工事発注を行うことで、繰越しとなっております。町道滝の平線の法面对策工事では、工事区間内において、地形の変動が生じたため、再度、詳細設計、工法の検討が必要となりましたことから、設計業務に不測の日数を要し、繰越し事業となっております。

	<p>崖崩れ防災対策事業におきましては、工事区域内の保安林解除の申請に係る、国県との協議に不測の日数を要したことが主な繰越しの要因となっております。</p> <p>以前は年度内完了を基本として事業を実施しておりましたが、平成26年に改正された品質確保促進法、また近年の建設業における働き方改革として、年間とおした計画的、平準化した工事の発注、適正な工期の設定や安全の意識の向上、休日の確保が求められるなど、事業の繰越しについては緩和されております。</p> <p>しかし、繰越し事業が増加して参りますと、次年度の事業進捗にも影響を及ぼすこともございますので、今後も法令を遵守した計画的な発注に努めたいと考えております。</p>
7 番 赤 松	「議長7番」
議	「7番、赤松紀幸議員」
7 番 赤 松	はい。
	<p>それぞれ事業ごとの繰越しの内容をお聞かせ願ったわけでございますが、また国の方針としても、繰越しをやむ得んというような方針が出ているようでございますが、そのような中でやはり基本原則は、予算というものは、会計年度独立の原則というのがあって、その年度内に完成するというのが基本でございます。そういう中であって、特に数年来の経緯を見てみますと、やはり繰越しがずっと続いているわけでございます。このようなことを見た場合に、その繰越し事業とそれからその当該年度の事業が重なって、2重の状況が続いておりました、その繰越しによって、その事務量といえますか、それも多くなっておりますし、その当該年度の消化する事務量もあるわけでございます。ということで、1年間で繰越しと当該年度の2つの事務をこなすというのが現状ではないかと思っております。</p> <p>そういうことで、やはり基本は、その年の予算はその年に執行する。事業を実施するというのが、やはりベターな財政運営ではないかと思われま。そういうことでいつかの時点で、やはり正常な事業執行</p>

をしていかなかったら、この状態がずっと続くのではないかと思われ
ます。ということで、やはり少しでも繰越明許費を少なくするのであ
れば、1度その事務執行計画を立てて、やはり一度リセットというか、
そういうものをして、正常な形にもっていかれるのが1番その財政運
営の基本になってくるのではないか、そして発注業務を年度当初から
円滑に消化していく体制も取れてくるのではないかと、そのように考
えるわけでございます。現場においては、いろいろと困難な問題も起
きてくるであろうとは思いますが、そういうような、今、私自身が思
うことを述べさせていただいたわけでございますが、そこら辺を踏ま
えて、何か考え方があれば再度お聞かせ願いたいと思います。

坂 本 町 長
議 長
坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」

はい。

御指摘のこと十分理解をしております。

今、国の補助金でありますとか交付金がですね、急に年度末に近づ
いてきてから、こちらに降りてくるようなこともありますので、そう
いう場合はですね、やっぱり財源確保のために積極的に手を挙げて、
そういった交付金補助金を捕まえていく。そして、繰越しをしていく
ということが、私は大事だと思いますけれども、一方で、議員さん御
指摘のとおり、特に単独事業につきましては、1回これ、将来的な見
通しを立てて、なるべく繰越しがないように整理をしてから、次の計
画に移るということは、これ十分努めていかなければならないことだ
というふうに思っております。

どちらにしましてもコロナの影響で、国もそれから地方も、これか
ら厳しい財政運営を強られるということが確実でございますので、
そういったところも含めましてですね、予算を的確に消化していく、
そしてまた新たな財源を求めていく、こういったことを役場全体とし
て考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

7 議	番 赤	松	「議長7番」 「7番、赤松紀幸議員」
7	番 赤	松	はい。 よく分ったわけですが、それぞれの内容をもう一度、部内でもよく検討していただきまして、早期発注、そして工事発注の平準化、年度末工事の緩和が図れますようよろしくお願いを申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。
議		長	これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第18号は、即決したいと思います。
議		長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第18号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。
議		長	(反対討論 ～ なし)
議		長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
議		長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、議案第18号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
議		長	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、議案第18号「令和2年度松野町一般会計補正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第19号についての質疑を行います。 (質疑 ～ なし)

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第19号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第19号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第20号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第20号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第20号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第20号「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第21号についての質疑を行います。</p>
7番赤松	松	「議長7番」
議	長	「7番、赤松紀幸議員」
7番赤松	松	<p>1点お聞きしたいと思います。</p> <p>簡易水道会計は、令和5年度末までに公営企業会計を導入し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むこととされているわけですが、2年度から4年度までの3年間公営企業会計移行支援委託業務を推進されており、今回の補正でその委託料718万3千円を一般財源から、あまり、初めて聞く名前ですが、公営企業会計適用債に変更することとなっておりますが、この起債の財源処置等の内容を御説明をいただいたらと思いますよろしく願います。</p>
谷口建設環境課長	長	「議長」
議	長	「谷口課長」

<p>谷口建設環境課長</p>	<p>はい。</p> <p>ただいまの質問について答弁いたします。</p> <p>総務省からの通知により、人口3万人未満の簡易水道事業におきましても、令和5年度末までに公営企業会計移行が義務化され、本町においても、本年度から取り組みを行っております。</p> <p>移行にかかる事業については、当初、簡易水道特別会計の予算処置により準備を進めておりましたが、公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置として、公営企業会計適用債を充当することが可能となりました。</p> <p>この事業を推進するに当たり、元利償還金額の2分の1が、普通交付税で措置される公営企業会計適用債を借り入れることで、簡易水道特別会計への負担軽減が図られることとなります。</p>
<p>7 番 赤 松 議 長</p>	<p>「議長7番」</p> <p>「7番、赤松紀幸議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>今ほどの説明によりますと、そしたらこの起債の償還金の処置について、もう少しちょっと詳しくお教えいただきたらと思うんですが、それと償還年限、これも幾らになるか、もう少しこの起債を借ることによって、どのような財源の構成になっていくのか。</p> <p>そこら辺もう少し分かりやすく御説明願ったらと思います。</p>
<p>八十島総務課長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「八十島課長」</p>
<p>八十島総務課長</p>	<p>それでは財政担当の立場で、私から御説明をさせていただきます。</p> <p>今回公営企業適用債を借入れに当たりましては、有利な財源をとということで、国の措置で、こういった新たな起債制度が設けられたわけで、それに対していわゆるソフト事業でありますので、基本的には今までは、ある施設改良とか、そういった部分については起債が適用されてきたわけでございますけれども、新たにこういった制度が設けられたということで、是非こういったものは活用したいという考えで今回、この起債の借入れを財政のほうも検討し、これが1番ベターな方</p>

				<p>法ではないかということで考えました。</p> <p>元利償還金につきましてはですね、通常、据置きの期間をもって、大体過疎であれば、12年のうち据え置き2年とか、3年ですかね、そういった借入れをするわけですけれども、ソフト事業ということで、今回、通常過疎対策事業債ソフト分は5年で償還しております。そういったことから、5年の償還を見込んでおりまして、それに対するいわゆる据え置き期間がないので、元利均等で毎年大体同じ金額を返していくと、その2分の1はもう財政措置で、普通交付税として、一般会計の方へもちろん普通交付税ですので入ってきます。それを特別会計へ繰り出すというような措置で、いわゆる補助金と同じような扱いになろうかと思っておりますので、その点御理解をいただいとつたらと思います。</p> <p>簡単ですが説明に代えます。</p>
7	番	赤	松	「議長7番」
議			長	「7番、赤松紀幸議員」
7	番	赤	松	<p>その元利償還金に対して、一般会計から特別会計へ繰り出すというか、その場合にその50%、普通交付税で措置をされるという、そういう考え方になろうかと思っておりますが、ということは通常、俗に言う優良起債というのは、過疎であれば7割、70%は交付税措置があるとかいうような制度になっているわけですが、そういう面から見たら、50%が交付税措置をされるという、起債という考え方になるわけですがね。</p> <p>それと、その期間、借入れ期間というのは5年間ということのようですが、そういうことでしたら是非本来でしたら、一般財源で対応するのを、2分の1の財政支援が可能になったということで大変よい財政運営になるわけですので、大変その会計の運営にとっては大変助かるわけですがね。</p> <p>またこれ合わせて3ヶ年間で、この業務委託が3千700万余り、なってるわけですが、ということはもう、この起債が3年間</p>

	<p>の3千700万円余りは、起債対象になるという考え方でいいのでしょうか、そこら辺合わせて最後の質問にさせていただきます。</p>
八十島総務課長	「議長」
議 長	「八十島課長」
八十島総務課長	<p>今、赤松議員が申されるとおりですね、3千700万といった金額についてですね、年度ごとに借入れになろうかと思えます。いわゆる1番最初の年と1番最後の年ずれますんで、歳入する額がもちろん変わってくるわけでございますけれども、大体3千700万であればですね、借入れたら利息の分があるので、4千万で、4千万の2分の1ってというのが措置をされる。あと2千万は、水道事業会計の負担とはなるんですけども、もともと4千万で事業をしようというものの半分をいただけるということであれば、これを有効に活用して、その残った、言うたら余分にですねそういった補助制度といいますか、そういう起債制度で、財源として浮いた部分についてはですね、今の老朽化した施設の改良費であったり、そういったほうに仕向けるとか、そういったことができますので、水道会計としては、十分な、いわゆる財源措置ではないかなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	これで、質疑を終わります。
	お諮りします。
	ただいま議題となっております議案第21号は、即決したいと思えます。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第21号は即決することに決定しました。
	続いて、本案に対する討論を行います。
	まず、原案に反対者の発言を許します。 <p>(反対討論 ～ なし)</p>

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第21号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第21号「令和2年度松野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第22号についての質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第22号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第22号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第22号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)

議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第22号「令和2年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第23号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第23号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第23号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第23号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第25 議案第24号「令和3年度松野町一般会計予算」以下、日程番号の順を追い、</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第31 議案第30号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」までの7会計の、令和3年度予算を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第24号から第30号まで、令和3年度松野町一般会計予算ほか、特別会計6会計の当初予算の概要並びに町政の基本方針と重点施策について御説明を申し上げます。</p> <p>まず国の予算編成の動向でございますが、国の令和3年度予算は、国内外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、国内経済を下振れさせるリスクが依然として介在する中で、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、経済再生と財政健全化の両立を目標に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取り組みを推進することとしております。</p> <p>このような基本的な考えのもとで、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とともに、成長力強化のためのデジタル改革、グリーン社会の実現や生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全安心に子どもを産み育てられる環境づくり、自然災害からの復興や防災力の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じた結果、国の令和3年度一般会計予算は106兆6千97億円、前年度比5兆7千306億円5.7%増となったところであります。</p> <p>こうした中で、地方財政対策におきましては、地方公共団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、防災減災、国土強靱化の推進などの重要な課題に取り組めるように、地方交付税等の一般財源総額については、令和2年度と同水準の63兆1千432億円とし、地方税の減収対策では、臨時財政対策債において大幅な増額を実施するなど、</p>

安定的な財政運営を行うために必要な財源を確保されているところであります。

次に県の当初予算、こちらのほうは県民の健康や暮らしを守る、新型コロナウイルス感染症対策に全力を傾注するとともに、最優先課題である、西日本豪雨災害からの創造的復興、「えひめ南予きずな博」の開催による情報の発信と新たな交流の創出を目指すこととしております。

またコロナ禍における社会経済情勢の変化を的確にとらえ、デジタル技術を駆使した新たな価値を創造するため、県政のDX、デジタルトランスフォーメーションを積極的に推進するほか、引き続き、愛顔あふれる愛媛づくりの第3ステージに掲げた公約の実現に向けて、大規模災害等に備えた防災減災対策、大都市圏からの移住者の受入れや企業誘致の推進などの人口減少対策、県産品の更なる販路拡大などの実需創出を追求する地域経済の活性化に重点的に取り組むこととしております。

更に農林水産業や中小企業等の体質強化に加え、子どもの笑顔応援ファンドを活用した子育て支援、2022年プロ野球オールスターゲームの本県開催に向けた機運醸成などの重要施策を推進することとしております。

このような編成方針のもと、令和3年度の県の一般会計予算は6千948億円、前年度比517億5千万円8.0%の増となり、過去最大規模の大型予算となっておりますが、コロナ対策経費640億円の計上为主要因でありまして、財政健全化と公約の実現に配慮した、メリハリの利いた予算となっております。

それでは、町の重点施策と予算編成方針でございますが、令和3年度の一般会計当初予算は、令和2年度に引き続きまして、町民との協働によるまちづくりを加速化し、防災交流拠点の充実、強化を図るため、住民ニーズに幅広くこたえることができる新庁舎建設事業の推進に努めるほか、新型コロナウイルス感染防止対策と経済の回復を両立

していくために、スピード感、計画性、継続性をもって、人口減少対策、森の国まつモデルの確立や自治コミュニティの存続のための仕組みづくり、防災減災対策の強化をはじめ、健康福祉の充実、子育て支援施策の推進、農林業商工業、観光業に対する活性化施策、オリンピック・パラリンピック開催を契機としたイギリス領バージン諸島との人的、文化的な相互交流事業の展開、学校教育の充実と文化スポーツの振興など、地方創生と町が抱える懸案事項への対処を主眼として、編成をしました結果、前年度比15億2千500万円43.7%増の50億1千500万円とし、本町発足後最大規模の大型予算となったところであります。

また、特別会計6会計の当初予算規模は18億5千763万5千円で、前年度比763万5千円0.4%の増と、微増の予算編成としております。

本町におきましては、小さな町の大きな挑戦を町政の基本方針に50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史文化が次の世代に受け継がれていくこと、そして今を生きる住民が幸せを実感できるようになること、これをまちづくりの目標にいたしまして、第5次松野町総合計画並びに第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種事業を、SDGs持続可能な開発という視点で計画的かつ迅速に実施をし、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的、継続的に取り組むものとしております。

重点施策につきましては、5つの分野で、それぞれ取り組むべき項目を掲げております。

まず1つ目は、健やかで生きがいに満ちた“森の国”【健康・福祉】の分野になりますが、町民誰もが住み慣れた地域で快適な暮らしと健康で自立した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの更なる深化、推進に努め、保健、医療、福祉、介護の連携のもと、生涯にわたる健康づくり、予防活動、高齢者福祉、障がい者福祉の充実により、健康寿命の延伸を図るとともに、関係部門との協働による要配慮者対

応の取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指して参ります。地域包括ケアにおける医療の中核として、中央診療所においては一層の健全経営に取り組むとともに、引き続き、医療スタッフの確保と、診療機能の充実に努め、また新型コロナウイルス感染症予防対策として、ワクチン接種の計画的な実施及び予防対策の継続強化に努めることとし、主要事業として、ワクチン接種事業費に4千198万8千円を計上をしております。

次に、2つ目の分野、にぎわいと活気にあふれた“森の国”【産業・雇用】の分野では、収束の見通しが立たないコロナ禍にありまして、町の基幹産業取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている中で、農業分野では、後継者、担い手の確保を最優先課題として、人・農地プランの具現化に取り組むほか、農業に興味のある移住者の受入れ、町内における潜在的な担い手の掘り起こしなどの実効的な支援策を展開するとともに、地域農業の持続のための集落営農の組織化や特産作目の振興、新規作目等の産地化など、総合的な支援に努めることとしております。

林業分野では、宇和島市鬼北町と共同で設置をいたしました南予森林管理推進センターを核として、森林環境譲与税の活用による新たな森林管理システムの有効かつ効果的な実践、森林資源を守り育てる計画的な森林整備事業を展開するとともに、あわせてまきステーションを中心とした木質バイオマスの継続的な活用を図ることとしております。

商工観光分野におきましては、コロナ禍からの地域経済復興を踏まえた中小企業の支援や創業支援、立地企業との連携による地域経済の活性化を図るとともに、地域資源を生かした特徴ある観光まちづくりを推進し、拠点となる観光施設については、経営の自立化を促しながら、民間事業者や団体との連携強化によって、「えひめ南予きずな博」に伴う様々なイベント、観光交流事業等を推進して参ります。特に、売上高が減少しております中小企業者等の支援を目的とした新型コ

コロナウイルス感染症対策事業継続支援事業費 1 千万円や、滑床キャンプ場の利用者の利便性の向上、道の駅虹の森公園の交流人口の増加を図るための施設整備事業費、これを 2 千 9 0 0 万円余り計上しているほか、移住促進事業における松野モデルの確立を目指しまして、複数の地域事業者が新たな雇用や仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合への補助事業費 4 0 0 万円を計上をしております。

次に 3 つ目の、安全で快適な暮らしの“森の国”【環境・防災】の分野では、近い将来の発生が高確率で予想されております南海トラフ巨大地震など、大規模災害が懸念される中で、地域防災計画及び業務継続計画（BCP）に基づく防災体制の充実や自主防災会の活動強化を図るとともに、平成 3 0 年 7 月の豪雨災害での経験を教訓に、コロナ禍にあっても命を守ることを第 1 として、被害の最小化を主眼とする減災の考え方にに基づきまして、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取り組みを強化、支援していくための防災減災の諸施策を推進して参ります。

また、町民の快適な暮らしの確保のために、生活環境においては、住生活の基盤となる社会資本の整備を推進するとともに、自然環境に配慮した循環型社会の形成へ取り組みを強化して参ります。水道事業におきましては、水道水の安定供給と経営基盤強化を目的とした公営企業会計の適用や喫緊の課題である水道施設、管路の耐震老朽化対策につきまして、施設の更新計画に基づき、計画的な事業の推進に努めるとともに、更に景観計画に基づき、奥内の棚田及び農山村景観など森の国まつのの有する豊かで美しい自然景観の継承と、薫り高い歴史文化遺産の保全・活用に努めるほか、地域の足である J R 予土線の利用促進、存続活動を行って参ります。

主要な新規事業としては、火災や各種災害等における情報伝達手段確保や消防自動車の更新による設備の機能強化対策費 1 千 7 0 0 万円を計上しております。

次に 4 つ目、子どもたちの夢が広がる“森の国”【教育・子育て】の

分野では、安心して子どもを産んでいただき、元気にすくすくと育つ環境を整備すること、これは少子化時代の中で、町の未来を展望する上で不可欠な条件だと考えております。

このような中で、学校教育では、新たに学校運営協議会を導入し、「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」これを理念といたしまして、学校と地域における課題や施策の共有を図り、地域との連携及び協働により、その実現を図ることとしております。社会教育では、多様な主体が連携協働しながら、生涯を通じた学びの機会を創出し、その成果が地域づくりの実践へとつながる地域解決型学習を展開するほか、社会体育では、スポーツの習慣の定着化を図る取り組みにより、健康増進、良好なコミュニティづくりに努めることとしております。更に全ての教育活動において、互いの人権が尊重され、部落差別をはじめとする、あらゆる差別、偏見を解消するため、質・量ともに充実した人権同和教育を推進いたします。

そして、子育て施策の推進では、子育て世帯の育児に対する負担や将来生活に対する経済的不安を払拭するため、医療費、給食費、保育料等の負担軽減策の継続や新たな保育ニーズに対応した子育て短期支援事業の創設、更には保育園舎の大規模改造事業の推進、妊娠中から乳幼児期、就学後の学校教育まで切れ目なく続く細やかな支援、親が安心して働くことができる環境づくりを行い、本町で産み育てたいという若者の増加を図って参ります。

主要な新規事業としましては、建築後17年を経過した虹の森まつの保育園の長寿命化を図るための改修事業費1億2千870万円と、町産材の活用による教育環境の充実を目的とした生徒用の机椅子整備事業費371万3千円、外国語コミュニケーション能力の向上のための海外語学研修事業費261万8千円を計上しております。

最後に5つ目、揺るぎない行財政基盤の“森の国”【行革・協働】の分野では、我が国の景気は新型コロナウイルス感染症の影響で、依然として厳しい状況にあり、今後の財政運営は相当厳しいものと予想さ

れることから継続的で安定した行財政運営のためには、社会保障経費の増高などの必然的な財政需要を確保するとともに、その他の行政経費には、思い切った削減が必要になると考えております。

本町の財政は、生命線ともいえる地方交付税や譲与税等に依存し、この動向に大きく左右されやすい体質であります。行財政改革の断行を経て、回復基調となっておりました財政状況は、平成29年度を契機として悪化傾向で推移し始めております。このような状況から、事業の効率化と重点化、財源確保に取り組みまして、危機感を持った財政運営に徹し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めなければなりません。

更に喫緊の課題であります新庁舎建設につきましては、施工計画に基づき、順調に工事が進んでおりまして、防災拠点機能を有した住民生活に密着した施設として、令和4年2月供用開始となるため、円滑な業務等の移行と効果的な管理運営体制に取り組むこととしております。

また広報広聴機能の充実による行政情報の発信、町民の意見集約に努めるとともに、地域住民の集落機能の維持強化や特色ある地域づくりのため、各地域で自らが策定する地域計画の実践と地域資源の活用を促す取り組みを展開して参ります。

更に、町民から信頼される明るい職場づくりのため、計画的な職員研修の実施による自己啓発や職員の資質の改善に努めるとともに、特にSDGs研修をとおして問題解決能力の向上に努めて参ります。

主要事業である新庁舎及び防災拠点施設建設事業費には、令和3年度当初予算の約27%の13億5千300万円を計上しております。

以上、当初予算の編成における町政の基本方針と重点施策を述べましたが、会計別予算の概要等につきましては、この後副町長から説明をいたします。

よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議 長	<p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。</p> <p>続いて、副町長から全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p>
中 井 副 町 長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「中井副町長」</p>
中 井 副 町 長	<p>町長の説明に引き続き、私からは、資料10ページ以降の各会計別当初予算の概要について要点を押さえながら説明申し上げます。</p> <p>まず「1全体会計の一覧」をご覧ください。</p> <p>令和3年度の一般会計と特別会計6会計を合わせた当初予算総額は、前年度比15億3千263万5千円28.7%増の68億7千263万5千円となっております。</p> <p>このうち、一般会計の当初予算は、前年度比15億2千500万円43.7%増の50億1千500万円で、町の最優先課題である庁舎建設事業に引き続き対応するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策及び経済の回復を両立していくため、感染拡大の防止と地方創生に対応した重点分野を中心に、積極的な予算編成とした結果、3年連続の増額予算となり、これは本町発足後最大規模の大型予算となっております。</p> <p>また、特別会計6会計の予算規模は18億5千763万5千円で、前年度比763万5千円0.4%の微増となっております。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>一般会計予算の歳入の状況について、主なものを御説明いたします。表の右側に昨年度と比較した増減理由を記載しておりますので、あわせてご覧ください。</p> <p>まず、自主財源のうち、1款町税につきましては、前年度比1.3%増の2億8千591万6千円となっております。詳細については、後ほど説明させていただきます。</p> <p>次に、12款分担金及び負担金は、中山間地域総合整備事業に伴う地元分担金の減等により、36.6%減の662万1千円。13款使</p>

用料及び手数料は、滞納整理による近年の町営住宅使用料の増収を見込み、3.3%増の4千335万7千円を計上し、16款財産収入は、預金利子の減により、13.6%減の325万2千円。18款繰入金は、財源不足を補うための財政調整基金繰入金が減額となったものの、庁舎建設事業に係る庁舎建設基金繰入金の増により50.5%と大幅増の2億2千703万9千円を計上しております。19款繰越金は最終の財源調整として、50%減の2千万円を計上し、20款諸収入は、オンラインによる開催としたことに伴い、桃源郷マラソン大会参加費が減額となった一方庁舎建設事業に係る環境省の間接補助として、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の増により、313.4%と大幅増の、1億5千585万6千円としています。

次に依存財源のうち、2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の伸び率等を参考にして予算計上しております。10款地方交付税は、歳入全体の38.5%を占めておりますが、前年度比1億5千万円8.4%増の19億3千万円を計上しており、この詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金の増等により、2.2%増の2億8千743万6千円。15款県支出金は、崖崩れ防災対策事業費や衆議院選挙委託金の増等により、6.2%増の2億6千849万2千円としております。最後の21款町債は、257.8%と大幅増の16億3千745万4千円の発行を見込んでおり、総予算に占める割合は32.7%となっており、この詳細につきましては、後ほど説明をいたします。

資料13ページ14ページをお開きください。

「①町税の明細」について、改めて詳しく説明をいたします。

町税全体では2億8千591万6千円。前年度との比較では、362万7千円1.3%の増を見込んでおります。本町では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、減収となる個人事業者が増える見込みではありますが、個人住民税全体では、これまでの所得環境の改善

傾向を受けて、増収を見込み、また法人住民税においても、近年の企業収益の増により増収を見込んでおり、結果、町税全体でも増収になると見込んでおります。直接税では、町民税は前年度比1.8%増の1億102万9千円。固定資産税は、0.9%増の1億4千759万6千円。軽自動車税は、2.3%増の1千599万6千円を見込んでおります。また、間接税のうち、たばこ税は、前年度までの実績等を考慮し、1.1%増の1千922万7千円と推計をしているところです。その他14ページ上段の表の備考欄、直接税の総予算に占める割合、町民1人当たり1世帯当たりの税額、下段にある町税の推移のグラフについてはお目通しいただきたいと思っております。

続いて15ページをご覧ください。

「②地方交付税の明細」について詳しく説明をいたします。

令和3年度の地方交付税は、19億3千万円、前年度比1億5千万円8.4%の増で、臨時財政対策債を含むと、前年度比1億8千711万7千円10.2%増の20億2千425万4千円を計上したところであります。

地方交付税は、大きく増額となっているところですが、その要因としまして、地方交付税算定の基礎となる令和3年度の地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中で、地方公共団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、防災減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度比0.3兆円0.5%減の63.1兆円と、令和2年度と同水準の額を確保されたところであり、臨時財政対策債を含む、実質的な地方交付税は3.2兆円の増とされています。

本町では、近年の大型建設事業の財源として、多額の起債を発行したことにより、平成29年度から借金の返済にあたる償還金が増加に転じており、これに連動して、地方交付税における公債費算入額が増加するほか、令和3年度においては、国の地方財政計画に新たな歳出

枠として、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地域デジタル社会推進費が計上されたほか、地方団体が地域社会の維持再生に取り組むための地域社会再生事業費や地方再生の実現に向けたまち・ひと・しごと創生事業費についても引き続き措置されたことなどにより、大きく増収になると推計しているところであります。

下段の表の3年度の欄をご覧ください。着色した部分になっております。

令和3年度当初予算では、財源調整の結果、普通交付税の計上額を交付見込額である18億4千432万2千円に対し、18億円としたところであります。なお、交付見込額との差額であります4千430万円余りにつきましては、今後の補正予算の財源として保留している状況でございます。特別交付税については、今年度の交付見込額に地方財政計画の推計伸び率や地域おこし協力隊員数、移住定住施策に要する経費等を勘案し、試算したところ、前年度比11.5%増の1億3千859万5千円と推計しており、このうち1億3千万円を予算計上したところであります。次に、臨時財政対策債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の減収を背景として、不足する一般財源を確保するために、地方債計画でも大幅な増額となっているため、計画に示された市町村分の伸び率を用いて、前年度比57.7%増の9千425万4千円と推計しております。

また16ページには、過去10年間の地方交付税等の推移を掲載しておりますが、近年は大幅な削減もなく安定して推移しているところでございます。

17ページをご覧ください。

こちらには一般会計における主要な基金の明細を掲載しております。

まず、財政調整基金は、平成28年度までは、行財政改革の効果や地方交付税の回復などの影響により、財源留保のために積立てを行うことができ、28年度に一部取崩しを行ったものの、年度末残高も過

去最高の9億円を超えておりました。しかしながら、翌29年度からは財源不足が生じ、取崩しを余儀なくされております。今年度も令和元年度決算時での剰余金の2分の1相当額と、歳出予算における利子相当額の合計5千567万2千円を積み立てる一方で、財源調整として1億460万円余りを取り崩すこととしており、令和2年度末の財政調整基金残高は、前年度比4千893万4千円減の8億221万9千円となる見込みであります。次に、庁舎建設基金は、25年度に基金を造成し、令和元年度から事業推進に必要な財源として充当しておりますが、今年度も利子相当額を積み立てる一方で、2千65万8千円を事業に充当する見込みであり、今年度末残高は2億2千59万7千円となる見込みであります。減債基金は、今年度末残高が6千500万円余りとなっており、今後、将来の公債費負担に対応したいと考えております。

続いて資料18ページをご覧ください。

「④町債の明細」について説明をいたします。

この表は起債種別ごとの発行予定額、交付税還元率等について示しているもので、表の再下段、着色した部分ですが、そちらにありますように、令和2年度末の残高見込額は45億5千134万3千円で、令和3年度中の借入れ予定額と償還予定額を加除した令和3年度末の残高見込額は、56億7千947万5千円と見込んでおります。

令和3年度中の借入れ予定額ですが、上から順に、施設整備事業債は、建築後17年を経過した虹の森まつの保育園の長寿命化を図るための改修事業に1億2千870万円の発行を見込んでおり、本起債は過疎対策事業債と同じ、交付税還元率70%の有利な起債となっております。続いて、緊急自然災害防止対策事業債は、8ヶ所分の崖崩れ防災対策事業に4千840万円、緊急防災減災事業債は、庁舎建設事業ほか3事業に2億8千350万円、公共施設等適正管理推進事業債の役場機能緊急保全分として、庁舎建設事業に7億4千330万円、過疎対策事業債では、ハード分として、鬼北町と共同で運用しており

ます鬼北地域情報通信基盤整備の機器更新事業ほか12の事業に2億90万円。ソフト分としては、各部落が自主的に地域づくりを推進していくための地域づくり交付金事業や結婚出産祝金、住宅建築奨励金等の移住定住施策など、政策的な事業、全20事業に対して、9千500万円の発行を見込んでおります。臨時財政対策債は9千425万4千円で、地方財源の補填措置として、地方財政法で発行が認められている起債で、備考欄に記載のとおり、全て交付税での還元がある起債となっております。次に、公共施設等適正管理推進事業債の除却事業分として、旧吉野生保育園舎の解体事業に1千70万円、一般補助施設整備等事業債は、庁舎建設事業に3千270万円の発行を予定しておりますが、この2つの起債に関しましては、資金手当てとなり、交付税の還元はない起債となっております。

また下段には、地方債現在高の推移を掲載しておりますが、近年は増加傾向にあるところです。

続きまして資料19ページをお開きください。

ここからは歳出の説明資料になっております。

一般会計各款別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載しております。時間の都合上、特徴的なもの、増減の特に大きい項目のみ説明させていただきます。

2款総務費は、庁舎建設事業費の増や鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金の増等により、前年度比164.3%と大幅増の2億2千88万7千円を計上しております。3款民生費は、虹の森まつの保育園改修事業費や旧吉野生保育園舎解体事業費の増により、16.5%増の9億1千34万5千円となっております。4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増等により、19.3%増の2億3千263万4千円を計上しております。6款農林水産業費は、新庁舎建設用木材として利用するための、葛川町有林主伐事業費負担金の減や獣肉加工処理施設改修事業の完了等により、15.9%減の2億6千102万5千円となっております。20ページをご覧ください。

ださい。7款商工費には、滑床キャンプ場整備事業費や森の国ファーム多目的広場等整備事業費、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業者等に対する事業継続支援補助金の増等により、32.4%増の1億7千775万6千円を計上しております。12款公債費については、18.6%増の5億1千940万2千円を計上しております。

公債費に関しては、近年、大型建設事業の実施に伴い、多額の過疎債を発行したことにより、平成29年度を起点として増加しておりますが、今後も、庁舎建設事業等の実施により、多額の起債を発行するため、更に増加傾向で推移する見通しです。なお、中長期財政計画上での試算によると、令和10年度には6億円台まで増高する見込みとなっております。

今後におきましては、事業の緊急性等を考慮し、真に必要な建設事業の厳選により、地方債の発行抑制に努める所存でございます。

次に、22、23ページには歳出の性質別内訳について、それぞれ増減理由等をまとめております。

性質別に見ますと、令和3年度においては、義務的経費、投資的経費、一般行政経費、いずれも増加しており、中でも投資的経費は、庁舎建設事業の影響により、前年度比220.8%と大幅増の20億2千56万1千円となっております。また義務的経費は、7.2%増となっており、中でも人件費及び公債費が増加しております。人件費については、2年目以降のフルタイム会計年度任用職員の共済組合への加入により、共済費が増加しているものです。公債費については先ほど説明しましたので、省略をさせていただきます。資料の23ページをご覧ください。一般行政経費については、2.3%の増で、主に新型コロナウイルス感染症対応に関連する経費や、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金の増等によるものです。続いて24ページ、投資的経費の明細については、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、資料25ページから29ページは、町の重点施策5項目、それぞれで主要となる新規事業を、30ページから38ページにかけては、主要事業一覧として款項目別に、事業名やその概要、本年度当初予算額、前年度当初予算額との比較、財源等をまとめております。こちらは後刻お目通しいたきまして、予算審議の参考にしていただければと思います。

一般会計の説明は以上でございますが、39ページから41ページにかけては、特別会計に関して、歳入歳出の主な項目に区分し、過去8年間の決算と令和2年度の決算見込み、令和3年度の予算計上額を取りまとめております。

そのうち令和3年度の歳入歳出予算の概要について説明申し上げます。

39ページをご覧ください。

まず、「(1) 国民健康保険特別会計」の予算規模は、前年度比0.5%減の6億1千300万円としております。

平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が愛媛県へ移行し、これまで市町単位で行われてきた運営が広域化され、安定的な財政運営と効率的な事業運営が展開されております。国保会計は、医療費の動向が重要な要素であります。歳入のうち、保険税収入は、2年度決算見込みとほぼ同額の6千591万9千円と推計し、歳出のうち、保険給付費については、2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療機関への受診者が減少したこと等から減少する見込みであります。3年度は、新型コロナウイルスの影響も徐々に収束するであろうこと、また、保険給付費は年々増加傾向にあることから、2年度の決算見込みに比べ6千685万8千円の増と推計をしております。今後も、特定健診の受診率向上対策や、予防活動を充実させることによって、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を維持することが重要であると考えております。

次に、「(2) 中央診療所特別会計」の当初予算規模は、8.5%増

の3億1千800万円となっております。

増額の主な要因は、電子カルテシステムの更新によるものです。診療所においては、新型コロナウイルス感染症対応を始めとし、地域医療を取り巻く環境は依然厳しさを増しているところではありますが、令和3年度からは、羽生田医師を中心に、自治医科大卒の医師や医療スタッフが一丸となって診療所を運営することとしております。中央診療所が住民に親しまれ信頼される地域医療機関として、患者のニーズに対応した親切かつ適正な医療サービスの提供と、予防からリハビリまでの、包括医療の推進に努めるとともに、健全経営にも注力することが重要であると考えております。

続いて40ページをご覧ください。

「(3) 簡易水道特別会計」の予算規模は、14.4%増の1億1千100万円となっております。

増加の主な要因は、旧松野簡易水道施設の老朽化に伴う水道管路及び監視制御装置の更新、耐震化事業を実施するために必要となる基本計画策定委託料が増加していることによるものです。なお、本会計については、事業収入をもって全ての支出を賄える実質的な独立採算であります。人口減少が進展している中で、2年度の実質収支は2千425万7千円の見込みで、この実質収支から元年度の実質収支を差し引いた単年度収支も448万円の黒字となっており、今後も健全経営に努めて参ります。

続いて、「(4) 住宅新築資金等貸付事業特別会計」の予算規模は、57.5%減の93万5千円であります。

当会計は、令和元年度決算の4千164万1千円の赤字額が2年度決算では、4千193万7千円と、膨らむ見込みであり、非常に厳しい状況となっております。赤字額の解消は、未収金を回収する以外に方法がありませんので、法的な措置も踏まえ、積極的な対策に取り組むことが重要であると考えております。

41ページをご覧ください。

	<p>「(5) 介護保険特別会計」であります。当初予算の規模は、3.2%減の7億4千500万円です。</p> <p>歳入のうち保険料は、2年度の決算見込みに対し、944万円8.6%増の1億1千932万7千円を見込み、支払い基金交付金は1千439万2千円8.4%増の1億8千614万5千円。国県支出金は459万1千円1.5%増の3億305万8千円としております。また歳出のうち、保険給付費は2年度の決算見込みに対し、4千678万1千円7.6%増の6億6千509万1千円と見込んでおります。</p> <p>最後に「(6) 後期高齢者医療保険事業特別会計」の予算規模は、2.9%減の6千970万円としております。</p> <p>歳入は、保険料3千692万4千円。一般会計からの繰入金2千812万4千円などで構成され、歳出では広域連合への納付金6千431万1千円が主な内容となっております。</p> <p>以上、長くなりましたが、令和3年度一般会計並びに特別会計当初予算の概要について、私からの説明とさせていただきます。</p>
議	<p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>これから、各会計に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第24号「令和3年度松野町一般会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第25号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、議案第26号「令和3年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p>

議	<p>続いて、議案第27号「令和3年度松野町簡易水道特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第28号「令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第29号「令和3年度松野町介護保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>最後に、議案第30号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>これで、当初予算7会計に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第24号から、議案第30号までの各案は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。</p>
議	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議	<p>したがって、議案第24号「令和3年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、議案第30号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」までの各案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。</p>
議	<p>ここで、議事の都合により副議長と交替します。</p>

<p>関本副議長</p>	<p>(議長 ～ 交替)</p> <p>日程第32 選挙第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。</p> <p>この選挙は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、議会において選挙を行うものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>
<p>関本副議長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>
<p>関本副議長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長が指名することに決定しました。</p> <p>愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、村尾重利議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議長が指名しました村尾重利議員を、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p>
<p>関本副議長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名しました村尾重利議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました村尾重利議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>

<p>議 議</p>	<p>私の役目が終わりましたので、議長を交替します。</p> <p>(議長 ~ 交替)</p> <p>議長を交替しました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (12:15)</p> <p>本日は、これで散会します。 (12:15)</p>
----------------	---